

議事録(会議-第3回)

計画名	整理番号
島田市子どもの貧困対策推進計画	No. 3
出席者	日 時
【島田市子どもの貧困対策推進検討委員会委員】 15名 永田委員（委員長）、石間委員、大塚委員、伊藤委員、高木委員、杉本委員、高橋委員、鈴木委員、岡部委員、清水委員、菊池委員、池谷委員、平松委員、南條委員、駒形委員（順不同） 【事務局】 2名 進士係長、林主査	平成31年1月22日(火) 13:00～13:45
出席者(外部協力者)	場 所
株式会社ぎょうせい研究員：若松	島田市役所 会議棟 C 会議室

（以下、委＝委員 長＝委員長 事＝事務局）

協 議 内 容
<p>●島田市子どもの貧困対策推進検討委員会</p> <p><配布資料></p> <p>次第</p> <p>資料1：計画書（案）</p> <p>資料2：計画書概要版（案）</p> <p><議題></p> <p>(1) パブリックコメント結果について</p> <p>(2) 島田市子どもの貧困対策</p> <p>1 開会</p> <p>2 委員長あいさつ</p> <p>・皆様こんにちは。お忙しい中ありがとうございます。よろしく申し上げます。</p> <p>4 議題</p> <p>・委員長：本日の議題は3つありますが、説明については、3つ続けて行います。</p> <p>・(1) パブリックコメント結果について、「パブリックコメント制度に基づく意見等募集に係る実施結果票」の内容に沿って事務局より説明</p> <p>・(2) 計画書概要版（案）について、「島田市子どもの貧困対策推進計画概要版」の内容に沿って事務局より説明</p>

- ・(3) 計画書(案)について、「島田市子どもの貧困対策推進計画」の内容に沿って事務局より説明

【質疑応答】

- ・委員長：いままでの会議の流れを報告してもらいましたが、皆様ご意見がありますでしょうか。

- ・A 委員：この完成系になった段階で申し訳ありませんが、74 ページをお開き下さい。

「施策2 教育機会の充実」の「具体的な施策(1) 幼児教育の充実」の「主な事業内容」についてです。現在、子ども・子育て支援事業計画も同時並行で策定しており、また、今年10月から実施される幼児教育・保育の無償化があります。この関係で内容の一部変更をお願いします。具体的には、まず「認定こども園化の推進」について、これまで幼稚園の認定こども園化の推進をすることで保育環境の拡大を図ってきました。現時点で、ほぼ取組は推進されたことから、今後取り組まれていくこととしては、保育園の認定こども園化であると思います。市の施策としても今後も推進すべきことでありますので、この部分については、「認定こども園化の支援」に変更いただけたらと思います。若干トーンダウンしていますが、認定こども園化を進めていきたい園に対して行政側として支援していきたいという考えからです。もう1つは、「私立幼稚園就園奨励費」の関係です。幼児教育・保育の無償化の関係で、この事業は今年の4月から9月までの半年間で終了となります。本計画の期間が6年間であることから、事業自体の掲載を抹消してもいいのではないかと思います。次に4つ目の「幼稚園・保育園・認定こども園との連携」という記載があり、3つ目の「保育所・認定こども園等保育料の負担軽減」があり、保育所、園の字句をそろえる必要があると考えます。そのため、「幼稚園・保育所・認定こども園との連携」に修正してもらえたらと思います。また、この事業には主語が見えないところがあります。幼稚園・保育所・認定こども園がどこと連携するのかについて明記する必要があると思いました。これらに関係して、概要版の主な事業内容についても併せて変更していただけたらと思います。

- ・B 委員：この段階で内容について立ち入ることは極力避けたいと考えていますが、1点だけいいでしょうか。例えば9ページですが、グラフの下に(資料)〇〇提供とあります。島田市の担当課の1セクションでしかないのでは、提供ではないと思います。提供という言葉は外部から提供されるものだと思います。もう1点、64ページの「調査から読み取れること」の内容についてです。「ひとり親世帯、ふたり親世帯ともに、必要とする支援ごとの割合に大きな差は見られませんが、学費に関わる支援については、ひとり親世帯の方が大きく上回っていることから、切実な状況にある世帯がいることは確かです。」と

ありますが、どういう意味で、何が切実なのか意味が分かりません。相対的貧困を脇に置くと、切実とは明日食べるものがないくらい切実な状況が考えられますが、この切実については舌足らずな気がします。ただ、この部分については内容にあたる部分ですので、1つ目の提供の語句だけ検討してください。

C 委員：うちの課では現在、子ども・若者プランを作成中ですが、その関係で整合性というか承知しておいてほしいことがあります。“子ども”の表記ですが、“子ども”と“子供”が混在しています。国の子ども・若者計画では、“子ども”の表記は全て漢字になると示されています。そのため、県の計画とも検証して、固有名詞についてはひらがな表記にし、文言中は漢字の表記に統一することになりました。同じ市の計画でありながらも、それぞれ表記の方法が異なることをご承知おきください。もう1点、進捗管理についてです。89 ページです。最終目的は経済的な状況の打開でしょうが、それと併せて子どもたちが夢を持つということだとすると、どこかの段階で経済格差に関係なく夢を持つ子どもが増えていくことが目標になると思います。そうすると、今回ほどの規模ではなくても定期的な調査を実施することを考えているのでしょうか。また、今回の実態調査結果を踏まえて各課が重点施策のようなものを掲げていくのかについて、内容に追記するという意味ではなく今後の方針について教えてください。

D 委員：まず“子ども”のひらがな表記、漢字の表記についてです。厚生労働省の子どもの貧困の名称及び静岡県の子どもの貧困の名称も同様です。共通のテーマということで同じ言い回しにするということにしました。また、89 ページの計画の推進については、本会の開催後にお声がけをしようと考えていました。各課の横断的な取組ということで、共通の認識を持ってある程度課長級レベルの話をしていただき、既存の計画を集約した形になっており、新しい事業は掲載されていません。そのため、現在の既存事業がきちんと行われているのかを確認する会議を設けていきたいと考えています。委員の皆様にご賛同いただければ、委員会の開催も考えています。最後に調査についてですが、今回の国の補助金を受けながら実施できたところがあります。今後も国から補助金が出されるか分からない状況ですので実施を確約することはできません。そのような中で、本計画も、次期は子ども・子育て支援事業計画の中に集約して掲載することを考えています。

C 委員：教育委員会では夢育知育で調査が行われているので、タイアップして調査を実施することは可能であると考えています。ただし、今回のようなきめ細かいクロス集計は難しいと思います。職員が自前でやることを考えても、項目を増やすなど協力してできることはあると思います。例えば、貧困家庭とそ

うではない家庭で、子どもの躰（あいさつができる、早起きができるなど）の部分で差があることを見ても、例えば社会教育課で、所得に関係なく親に対して子どもへの躰を高めることに取り組むことも考えられます。そして、そこに力を注いだことで良い結果につながっていくのかどうか、といった重点施策として考えられるような調査が定期的にあってもいいのではないかと考えます。

E 委員：まず概要版ですが、3ページの基本理念の5行目に「安心安全なまちづくり」と表記されていますが、市では「安全安心」という文言で統一していますので、修正をお願いします。また、冒頭には子どもたちにも分かりやすい概要版としてお話がありましたが、例えば「スクール・ソーシャル・ワーカー」という文言を子どもたちが分かるかどうか。総合計画を所管した際に、難しい言葉には解説を添えたりしていました。今から添えることは難しいかもしれませんが、肝となる文言についてはキャプションを入れたほうがいいと思います。さらに、2ページに「子ども票」という表記がありますが、これも「子どもたちからの回答」などの分かりやすい表記にしたほうがいいのではないかと思います。最後に、“子ども”の表記について、昨年策定した総合計画の中では、子育て施策については“子ども”表記とし、教育施策については“子供”表記にしました。例えば、資料編の部分で教育施策が掲載されています。どのような判断を下しているかについて、市としてはすみわけをしていることを認識してもらいたいと思います。児童福祉系はひらがな、義務教育系は漢字にしています。

C 委員：それであれば、最初に“子ども”という表記がでてきたところで注釈を入れるなり、表現を検討していただけたらと思います。

D 委員：本計画では、国、県の方針に併せた表記であると認識してもらいたいと思います。

C 委員：それであれば、もし外部から聞かれたときにすみわけをしている計画とそうでない計画があることを職員が言えるよう認識していればよいと思います。

A 委員：2ページの国の法律と大綱で子どもの表記がまだ直っていません。全体的に子ども・子供、保育所・保育園の表記の見直しをしてもらいたいと思います。

F 委員：概要版の4ページの「基本目標2 子どもの居場所づくりと家庭への支援」の「主な事業内容」下から2行目の「家計相談支援事業」の名称が当時と変わりました、「家計改善支援事業」となりましたので変更をお願いします。後程、正式な名称をお伝えいたします。

A 委員：実際それが起こり得るかは不明ですが、将来は別として来年、体制改革があった場合に、本計画の資料編に主管課・担当課がありますので、その名称変更についての対応を決議しておいたほうがいいのではないのでしょうか。

D 委員：本計画は平成 31 年 3 月時点のものとして掲載していますので、その時点の課であることで問題ないと思います。もし必要があれば、事前に調査を行い変更があるものについて確認し、2 重に表記するなど掲載方法も検討したいと思います。

事務局：実際には 2 月中に計画内容が確定しますので、今月いっぱいに変更がある課だけ教えていただけたらと思います。それ以上は計画書内の修正は難しいと思います。

C 委員：90 ページ以降に各課の事業一覧がありますが、事業は毎年変わっていきます。そのため、毎年最新版を手刷りで差し替えていくかどうかを検討してはどうでしょうか。生涯学習大綱というものがあり、生涯学習の推進に役立つ各課事業 164 を掲載しており、それを別冊にしたデータをホームページ上で差し替えられるようにしています。本計画もそのようにしていくのかどうか、手数もかかりますので議論してもらえたらと思います。

D 委員：随時というのは難しいかもしれませんが、来年度実施する予定の新たな組織（委員会）で検討してければと考えています。また、来年度の話になりますが、チラシの配布を考えています。子どもの貧困に関わるセーフティネットである支援施策を網羅したチラシを作成し、各支援機関に配布をしようと考えています。そのためにもこの資料編については重要な部分になると思います。まだ先の話になりますが、そうしたことも考えています。

C 委員：そうすると、いまの委員会メンバーのような形で年に 1 回は貧困対策について考える会を設けるのかどうか、あるいはヒアリングだけにするのかどうか検討してはどうでしょうか。

D 委員：現在、検討しているところです。課長級が集まる会にするのか、担当者単位が集まる会にするのか、あるいは事業の振り返り調査を行うにとどまるのかを考えています。来年度については、職員が集まってできることを 1 回は開催できるようにしたいと考えています。

E 委員：72 ページの「施策 1 子どもの心と身体の健康づくりの推進」の「背景と課題」の中で、「生活困窮世帯」という言葉が出てきます。その上には「生活困

難度が高い世帯」という言葉が出てきます。この表記はかなり肝だと思っておりますが、生活困窮世帯の定義が出てきません。これらの違いは何でしょうか。

事務局：本計画では「生活困窮世帯」と「生活困難度が高い世帯」は異なる意味合いを持たせています。まず「生活困窮世帯」ですが、18ページで初めて「生活困窮」という言葉が出てきます。これは必要な食料や衣類が買えなかったり、ガス・電気・水道料金を滞納したり、生活が逼迫してしまっている世帯のことを意味します。一方で、「生活困難度が高い世帯」とは、今回の調査結果を整理するために用意した言葉で、一般に認知されているものではありません。また、この調査では、「生活困窮世帯」に該当する世帯の他に、所得が低い世帯と子どもに与えられるべきものや経験が与えられていない生活の困難な世帯の3つの要素に関わる世帯を「生活困難度が高い世帯」と表記しています。こちらについての定義は18ページに掲載しています。

G委員：2つ確認事項があります。1つは、本計画をどういう機関に配布する計画となっているのか、2つ目はタイトルが「貧困対策推進計画」となっていますが、貧困の定義について計画中に表記している必要があるのではないかと思います。必要な部分には定義をはっきりする必要があると思います。何ををもって困難とするのかがやや分かりにくいと思います。

事務局：配布計画についてはまだ決定していませんが、ヒアリング調査等でご協力いただいた団体や機関、議員関係を考えています。200部しかありませんので、学校関係も同様ですがどのように配布するかは検討します。

事務局：続いて定義の問題ですが、「生活困難度」についての説明は18ページに記載しています。もう一つ生活困難の対象となる世帯についての定義・説明についてどこかに記載する必要があると感じています。

C委員：そういう意味では、3ページに「貧困」という言葉が出てきますので、ここで「生活困難度」について書かれていると良かったのではないのでしょうか。貧困とは何かについて、なるべく早い段階で共通認識とする必要があると思います。

C委員：これはどこかでシンポジウムを開いたり、セミナーを開催することは大事だと思います。計画が出された段階が良いと思います。そうすれば、うちの課でも担当者が出席して、データを見ながら必要な施策について理解が深まると思います。

D委員：今回は支援が必要な家族に対して、支援の情報を周知することを考えていま

した。その先のPRについてはまだ考えていませんが、例えば社会福祉協議会とのタイアップや、子どもの貧困に関するセミナーと協働で開催するなどしていければと思います。

H委員：学校の職員と検討していくと、概要版がとても分かりやすいので、こちらを複数用意してもらえたらと思います。厚いほうは1冊あればよいかなと思います。

I委員：子育て支援ネットワークはどこに当てはまるのかを考えていますが、おそらく子どもの見守りに該当するのかなと考えていました。いち母としては、これがあれば子どもの貧困が確実に減るところがあれば、子育て支援ネットワークとしても取り組んでいきたいと思っています。

J委員：民生委員としては、従来通りの活動を推進していこうと考えていますが、こうした貧困に関する情報を安全に伝えていかなければならないと感じました。

K委員：委員の皆様からおっしゃっていただいたので特に申し上げることはありません。先ほどC委員もおっしゃっていましたが、この計画をつくった後にどうしていくのが重要なのだと思います。健康づくり課では現在、計画を3本策定しているところで、そのうち自殺対策については貧困と密接に関わってくるのではないかと考えています。そうした部分で、関係課の連携について全容を本計画で示していければいいのではないかとと思います。

D委員：子どもの貧困対策に特化した事業というものはないと思っています。例えば、ひとり親の支援をしながら貧困支援事業となっていたり、支え合うことで子どもの貧困にもつながって出来上がっているということが計画策定をして分かったことでした。既存の支援事業が最終的には貧困対策につながっており、既存の事業に穴がないことが重要だと思います。自殺対策の話もそうですが、連携して貧困率を下げていくことがいいと考えています。

委員長：それでは、その他をお願いします。

事務局：これまでの5回の会議をありがとうございました。この後も何かありましたらご意見をいただけたらと思います。時期が迫っていますので全てができることかは分かりませんが、できる限り対応しようと思っています。今後については、本日頂いたご意見を反映させて、最終的には市長の決裁を経て2月中には本計画200冊製本、概要版は1,000冊製本し、しかるべき場所に配布をしたいと思っています。

D 委員：昨年度、子ども生活実態調査から始まり、2か年で子どもの貧困対策推進計画がまとまったことは皆様のご協力のおかげであると考えています。今後についてですが、この後製本させていただき議員等の関係者へ配布しようと考えています。また概要版については1,000部ほど印刷して関係機関、職員の皆様、学校の方に配布したいと思いますので何かしら活用してもらえたらと思います。そして、来年度の話の中で今後の横断的な協議という話がありました。実際、横断的な会というものはなかなかありませんので、できれば課長級等が参加できる会を継続して開催していければと思いますので、またご連絡させていただきます。さらに、来年度には掛川市でも配布されているような貧困対策支援事業一覧化したチラシを作成して配布したいと考えておりますので、その際にはご協力いただけたらと思います。こうしたことをきっかけに今まで孤立していた世帯、貧困が承知されていない家族への支援につながるようにしていきたいと考えています。

事務局：委員長につきましては議事の進行をありがとうございました。また、委員の皆様についても全5回の会議へのご協力をありがとうございました。これで島田市子どもの貧困対策推進検討委員会を閉会します。

●閉会

以上